

BTMU

CHINA WEEKLY



ご挨拶:「世界の市場」として存在感を増す中国と三菱東京UFJ銀行の海外業務支援体制

旧年中は三菱東京UFJ銀行をご愛顧賜りまして、厚く御礼申し上げます。

2008年のリーマンショック後、世界経済を牽引してきた中国は、2009年には米国を抜いて世界最大の自動車市場となり、2010年には日本を抜いて名目GDP世界第2位の経済大国に躍進しました。

一方で、マクロ経済に目を向けますと、中国は人民元上昇圧力の下で顕在化した過剰流動性やホットマネー流入問題から、昨年後半には度重なる預金準備率や金利の引き上げ、外貨管理の強化を実施し、金融政策の難しい舵取りが求められました。また、人件費の高騰、労働ストライキの多発、外資優遇政策の段階的な打ち切りなど、投資環境の厳しい側面も現れ、2010年は日系企業にとって事業拠点としての中国の位置付けを再考する年となりました。

こうした中であって、日本企業のグローバルビジネス戦略は、改めて新興国を重視し、なかでも「世界の市場」として存在感を増す中国の内需市場開拓へと向かい、これに伴うマーケティング・研究開発・内部統制の強化、資金の効率化等が新たな経営課題として浮かび上がり、これらの業務を統括する機能の構築を検討する動きが一段と高まりつつあります。

このようなお取引先の中国事業戦略の変化に対応すべく、昨年弊行は、クロスボーダー人民元決済の規制緩和にいち早く呼応して、為替予約業務の開始や人民元建て債券の発行等により、サービスの向上に努めました。また、昨年3月には、内陸部の成都市に邦銀初の支店を開設、7月には華南の広州市南沙地区に邦銀初の出張所を開設し、拠点網の拡充も図って参りました。

私共は中国を初め海外における邦銀随一の歴史とネットワークから培われたノウハウを駆使し、国内、海外拠点一体となりまして、貴社のグローバルビジネス展開をご支援申し上げます所存です。今後とも、MUFGの一層のご活用を宜しくお願い申し上げます。

三菱東京UFJ銀行 国際業務部
海外業務支援室長 岸本 秀樹

EXPERT VIEW

EXPERT VIEW : 2011年～中国税務の方向性と子会社経営の新潮流

2011中国税務の方向性

本年度に取り組むべき中国子会社経営における課題は、すばり「経営の現地化」である。中国は方向性として「経営の現地化」を推進すべく戦略的に動いており、税務的側面からもそれを裏付ける規定が今後次々に公布されるであろう。日系企業においては、今後5年（第12次5カ年計画の期間）内に経営の現地化を果たすことが中国子会社経営の必須条件である。中国の目指す経営の現地化は、高級幹部への中国人の登用であり、日系企業のめざす国際化とは必ずしも一致しないかもしれない。本社職員の現地への大量派遣が中国人幹部登用の機会を失わせるものであるのであれば、このような国際化は歓迎されないであろう。

税務規定ではないが「外国企業常駐代表機構登記管理条例」には、駐在員事務所の外国人の派遣は4名までという人数制限が課されており、今後、現地法人の規模に応じて同じような人数制限が課される可能性も否定できない。或いは香港の法人や中国の銀行支店に適用されているように、派遣者の学歴や技能によるビザ発給の制限が拡大することも想定しておくべきであろう。これまでは、中国への経済的貢献が大きいとされてきた日本から中国への人員の派遣も、互惠主義、すなわち日本の労働市場の開放度に合わせて中国が派遣に制約をかけることは昨今の国際情勢から考えれば十分に予想されるものなのである。

それでも本社職員を派遣するにおいては、相応の対価の負担が余儀なくされる。以下に、その一例である出向者 PE 問題の今後の展開について議論する。

中国・シンガポール租税条約解釈通達の中国子会社経営への影響

2010年7月に公布された中国・シンガポール租税条約解釈通達（以下、75号通達）は、他国との租税条約においてもその解釈を援用する旨が規定されている。

75号通達では、親会社が中国に法人を設立して中国において独立した実体を有して法人経営を営むことそれ自体が PE を構成することはない、と謳っている。

独立した実体を有しているかの判定では以下の点が考慮される。

1. 子会社の要請に基づき親会社が人員を派遣していること
子会社への派遣人員の人数や基準を親会社が決定している場合は該当しない
2. 当該人員が子会社と雇用関係を有していること
3. 子会社が当該人員に対する指揮命令権を有していること
4. 業務の責任とリスクが子会社にあり、親会社とは無関係であること

対策としては、これらの条件を充足しているかどうかを書面で明確に説明できることが必要である。両社間で派遣基本契約書を締結し、これらの事項を明確に記載するとともに、子会社の董事会或いは総経理による派遣者の任命、子会社との雇用契約書の締結が求められる。

当該条件を充足する限り、子会社に出向する人員の給与について、直接の支払者が子会社か親会社かに関わらず当該給与は子会社の費用として損金算入が認められる。

子会社で損金算入するには、親会社で支払われた費用の子会社への付替えが前提となるため、親会社の当該人員に支払う日本円払較差補てん給与の子会社への請求は、75号通達を直に解釈する限り、それのみを以って PE を構成するとは判断されない。費用として損金算入できる、という表記は、源泉徴収の対象となる労務費（＝PE）ではなく、費用の付替えとして認めるものと解釈できる。この点は朗報であるが、問題はこれに続く解釈条項である。

ここでは、当該人員の給与が親会社により負担されている(付替えがなされない)、或いは親会社が当該人員の派遣と当該人員の活動により子会社から利潤を得ている場合の“いずれか”に該当する場合には、親子間の特異な関係から、PE を構成すると判断される“可能性”がある、としている。

後者は例えば、ある中国法人に本社の一部費用負担で人員を出向させ、子会社の成約高に応じてコミッションを受け取る取引形態を採る親会社へのコミッション送金において、PE 課税を受ける可能性があることを示唆している。このような形態を採る会社においては、少なくとも親会社による給与(一部)負担という事実を解消し、子会社での全額負担とする一方で、コミッション設定の合理性を実証することが必要となろう。

前者、つまり較差補てん給与を付替えない場合では、当該人員の給与が親会社により負担されているということのみを以って、親会社の PE が存在すると判断される余地が残されている。

立法主旨から言えば、子会社の笠を借りて親会社が中国で経済活動を行うことに網をかけるための通達であり、較差補てん給与＝PE という解釈は成り立たない。しかしながら、中国の各税務当局の解釈に委ねられている規定ぶりから考えて、親会社の給与負担の事実のみを以って、PE の構成が個別認定される可能性は否定できない。当該派遣が、本社職員の海外業務経験の習得というだけのものであれば、無形の利益が日本に生まれると推定されることもあり得、この場合は、日本側負担費用に相応のみなし利益を課され、PE課税を受けることもありうる。

法人税法における較差補てん給与の主旨は、出向元法人の使用人が出向先で勤務するにあたり、出向先との給与「格差」(及びそれに伴う経営上の軋轢)を顕在化させないために、「出向元法人は出向先との間において依然として雇用契約を維持していることから出向元法人は出向者に対し出向後においても従来どおりの給与水準を保証する義務がある¹」ことから、出向元で当該費用を負担するにおいて損金算入を認める(法人税基本通達9-2-47)というものである。ここでは、極めて日本的な「格差」を顕在化させない税法的な配慮が採られているわけであるが、「在籍出向」という形式が海外において必ずしも一般的であるとはいえず、DUAL CONTRACT(二重の雇用契約)ともとられかねないリスクを秘めている。では、較差補てんを止めたらどうなるか。子会社職員との給与格差が顕在化して労働争議が生じることも懸念されよう。格差解消のためには、現地法人従業員のベースアップが必定であり、これこそが所得倍増の国家方針に合致するのである。

対策と提言

子会社の負担を少なくするために良かれと思ってやっていることが、逆に、本社が負担するのは何か利得があったのことに違いない、と勤ぐられることは日中の考え方の違いを如実に表している。現地負担を増やせば給与の内外平等が求められ、負担増を嫌うのであれば出向者数を制限するか、PE課税のリスクを甘受することになる。

日系企業の方向性としては、少なくともまずは「出向」という誤解を招くおそれのある用語の使用を是正する必要があり、「出向」契約書と表記された契約であるなら、その内容を含めて改訂を検討すべきであろう。また、当問題は各企業における今後の個別対応が重要であり、各地の税務当局に対する実態を踏まえた粘り強く合理的な説明が求められる。安易な妥協は禁物である。

NERA エコノミックコンサルティング
中国総代表 鈴木康伸(公認会計士)

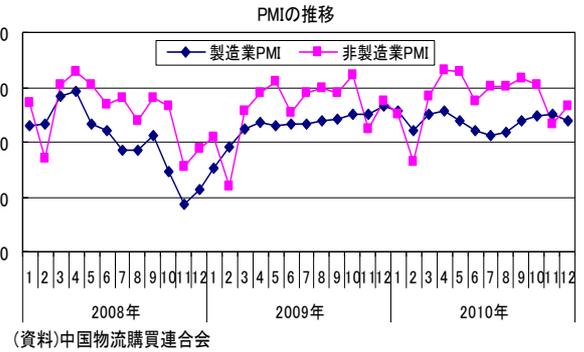
¹ 「実例問答式寄付金の実務」(財団法人大蔵税務協会)

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**12月の製造業 PMI 5ヶ月ぶりに下落**:中国物流購買連合会の発表によると、2010年12月の製造業PMI(購買担当者指数)は53.9(前月比▲1.3ポイント)と5ヶ月ぶりに低下した。但し、引き続き景気拡大・縮小の分岐点である50を超えており、同連合会のアナリストは、他の経済指標も考え合わせれば景気の悪化予測を示すものではないとしている。PMI構成指数のうち購買価格指数(66.7、同▲6.8ポイント)が大幅に下落したが、これは政府の一連の物価安定化策の成果の表れと見ている。また、春節を控え一部地域で労働力が逼迫するため、従業員指数も51.5(同▲0.5ポイント)とやや下落した。なお、非製造業PMIは前月比+3.3ポイントの56.5で、10ヶ月連続の上昇となった。



【産業】

◆**2010年末で小型車の減税打ち切り**:財政部と税務総局は12月27日、排気量1600cc以下の小型車の取得税減税措置を12月31日で打切ることを発表した。小型車取得税の減税は、消費刺激策の一環として、2009年1月に10%から5%に半減され、その後2010年1月に7.5%に上げた上で継続されてきたが、今年1月1日から通常の10%に戻る。

【貿易・投資】

◆**外資独資病院の設立 地域限定で香港・マカオ・台湾企業に先行開放**:商務部、衛生部は12月29日、香港・マカオ・台湾のサービス提供者による中国本土での独資病院設立手続きに関する規定を発表した。実施は2011年1月1日。同規定は、中国本土と香港・マカオの間で2010年5月27日に締結された「経済貿易緊密化協定」(CEPA)第7次補足協定と中国本土と台湾の間で2010年6月29日に締結された「経済協力枠組協定」(ECFA)の関連規定に基づくもので、今後、香港、マカオの医療サービス提供者は、上海市、福建省、広東省、海南省、重慶市の5地域で、台湾の医療サービス提供者は、上海市、江蘇省、福建省、広東省と海南省の5地域で、独資病院を設立することが可能となった。従来、医療機関の設立は「外商投資産業指導目録」の「制限類」に属し、外資独資による経営方式は認められていなかったが、昨年11月26日付けで國務院が発表した「社会資本による医療機関設立を一層奨励・誘導する意見」で、医療機関の対外開放を更に拡大し、外資医療機関の設立を「制限類」から「許可類」に変更し、香港・マカオ・台湾資本による医療機関設立を優先的に支援するとした。

【金融・為替】

◆**人民銀行 再貸出金利と再割引金利を引き上げ**:中国人民銀行は12月27日、2010年12月26日より商業銀行向けの再貸出金利、と商業手形の中銀再割引金利を引き上げたことを明らかにした。再貸出金利は期間によって引き上げ幅が異なり、1年物は3.33%から3.85%に、最割引金利は1.80%から2.25%に引き上げられた。引き上げは2008年11月以来約3年ぶりとなる。最貸出と再割引は、中央銀行が商業銀行に対して資金供給を行う手段であるが、銀行の流動性が潤沢である現在、再割引と再貸出を利用する商業銀行は殆どないと言われ、実質的な影響は小さいと見られている。

◆**外管局 輸出外貨収入の海外留保を全国で実施**:国家外貨管理局(外管局)は12月31日、「貨物貿易輸出収入の域外留保管理試行弁法」を2011年1月1日から全国で実施すると発表した。具体的な管理方法として、①口座開設の登記制度、②留保資金の限度額管理、③企業の定期報告義務、④域外口座に対するオフサイトモニタリングと異常な状況におけるオンサイト検査、の4つを挙げている。また、海外留保の申請条件については、①域外で支払の実需があること、②直近2年間で外貨管理違反がないこと、③域外留保についての社内管理体制が整っていること等を規定している。2010年10月1日から北京市、広東省、山東省、江蘇省の4地域を試行地域として、輸出収入の域外留保試行が実施されたが、域内企業の資金使用効率を高め、貿易の利便性を更に向上し、「走出去」(海外進出)を支援する為に、全国の実施となった。

◆**外管局 マーケットメーカー制度を整備**:国家外貨管理局(外管局)は昨年12月30日、銀行間外為市場マーケットメーカー制度を整備する為の、「銀行間外為市場マーケットメーカーの手引き」(匯発[2010]46号)を発表した。銀行間外為市場での取引種類の増加に伴い、市場における銀行の役割が多様化していることを受けて、2006年1月に導入した同制度の見直しを行った。新制度では、マーケットメーカーを取扱い対象別に①直物、②先物・スワップ、③総合の3レベルに分類し、直物に26銀行、先物・スワップに18銀行をそれぞれ認定した。両マーケットメーカーには、売買総合ポジションの拡大や、新たな外為市場業務を行う際の試行優先権が認められる。また、総合マーケットメーカーは、今後認可される新たな外為市場取引において自動的にマーケットメーカーとなる最上位資格だが、当該資格の申請は先物・スワップの資格を取得してから1年後とされており、認定は来年以降となる。外管局は今回の制度改定により、デリバティブ市場の流動性の強化と取引効率の向上を目指すとしている。なお、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司は2006年1月に直物マーケットメーカー資格を取得、今回は先物・スワップのマーケットメーカー第1陣に認定された。

人民元の動き

日付	USD				JPY (100JPY)		HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比							
2010.12.27	6.6270	6.6262~6.6348	6.6308	0.0038	8.0146	0.0260	0.8522	0.0005	8.7188	0.0168	5.2800	2912.47	-56.41
2010.12.28	6.6228	6.6226~6.6274	6.6248	-0.0060	8.0349	0.0203	0.8513	-0.0010	8.7570	0.0382	6.4500	2861.68	-50.79
2010.12.29	6.6236	6.6205~6.6258	6.6212	-0.0036	8.0655	0.0306	0.8507	-0.0005	8.7724	0.0154	6.3000	2881.10	19.42
2010.12.30	6.6229	6.6000~6.6232	6.6008	-0.0204	8.1000	0.0345	0.8480	-0.0027	8.7323	-0.0401	5.5000	2889.51	8.41
2010.12.31	6.6122	6.5896~6.6218	6.5897	-0.0111	8.0952	-0.0048	0.8476	-0.0003	8.8033	0.0710	4.7000	2940.24	50.73

RMB レビュー&アウトルック

先週の人民元相場は6.6270で寄り付いた後、週初に週間安値となる6.6348まで下落したが、その後は堅調に推移し、年末にかけて中国人民銀行公表の人民元対ドル基準値及び、日中取引共に2005年7月以来の最高値を連日更新した。特に、日中取引では31日に最高値となる6.5896まで上昇し、そのまま高値圏の6.5897(6月の弾力性拡大発表後の対ドル上昇率は3.6%)で越年している。中国当局は、強まるインフレ圧力の抑制を目的として今年も預金準備率や基準金利の引き上げなどによる金融引き締めを行うと共に、引き続き緩やかな人民元の上昇を容認すると考えられる。このような中、年初の人民元相場は年末の急速な上昇から反落し、5日時点で6.61台程度での推移となっているが、引き続き上昇基調を辿るだろう。また、19日の胡錦濤国家主席の訪米といった重要な政治イベントを控え、上昇ペースが速まる可能性もありそうだ。(1月5日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)